

平成26年度東京都公立学校教員採用候補者選考 大学推薦（特別推薦）実施要綱

東京都教育委員会

この推薦は、次のような趣旨にふさわしく、東京都公立学校教員として優れた実践力の育成が期待できる者を学長が推薦し、原則として平成26年4月1日以降に東京都公立学校教員として採用する候補者を決定するために実施します。

1 趣旨

各都道府県市で行われている教員採用選考においては、団体ごとの教職員の年齢分布がまちまちであることや、過疎化及び少子化等により児童・生徒数の減少が著しい団体があることなどにより、全国的に見ると採用倍率に著しいアンバランスが生じています。このため、大学において養成された優秀な教員志望者であっても正規教員に採用されにくい状況にあります。また、教員の少数採用は、これまで教員養成を行ってきた大学課程の定員枠の減少、ひいては今後の教育活動に様々な影響を与えることにもなりかねません。

こうした状況を開拓すべく、東京都では平成23年度より「特別推薦」を導入しています。この推薦は通常の大学推薦とは異なり、上記の考え方を踏まえ、第一希望とする団体には採用選考の倍率が著しく高いために最終合格が難しいものの、一日も早く正規教員になって教壇に立ちたいという優秀な学生の就職実現の機会拡大につなげるものです。

各大学におかれましては、こうした趣旨を御理解いただき、特別推薦に最もふさわしく志の高い優秀な学生を御推薦いただきますようお願いいたします。

2 募集する校種・教科と推薦の対象となる大学等

校種・教科	対象となる大学等
小学校全科	小学校教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学及び大学院（教職大学院を含む。）若しくは短期大学

※他大学等（連携大学を含む）の科目履修により免許状を取得する者は含みません。

3 推薦基準

以下の(1)から(6)までの全ての要件を満たす者のうち、学長が推薦する者（以下「被推薦者」という。）

- (1) 平成25年度に各道府県市で実施する公立学校教員採用選考（小学校・全科）を受験し、第一次選考に合格した者。ただし、次のア又はイに該当する者は除きます。
 - ア 1都3県5市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、川崎市、相模原市、横浜市、さいたま市、千葉市）教育委員会が平成25年7月に第一次選考を実施する平成26年度公立学校教員採用候補者選考（小学校全科）の受験者
 - イ 秋田県教育委員会及び高知県教育委員会の実施する平成26年度公立学校教員採用候補者選考（小学校全科）の受験者
- (2) 希望する校種・教科等の教育に熱意と使命感をもち、学業成績や研究成果、大学内外での諸活動で顕著な実績を有し、そのことをもって教員として優れた実践力の育成が期待できる者
- (3) 東京都教育委員会が求める教師像にふさわしい資質・能力を有する者
- (4) 平成26年3月において、上記1の対象となる大学等を卒業見込み若しくは修了見込みの者

- (5) 小学校教諭普通免許状を現に有する者又は平成26年4月1日までに確実に取得できる見込みの者
- (6) 昭和49年4月2日以降に出生した者

4 推薦の人数

対象となる大学等から2名まで推薦することができます。

5 推荐申込手続等

(1) 提出書類

- ア 受験申込書（平成26年度東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱の受験申込書を使用してください。実施要綱は、被推薦者が入手してください。）
- イ 学長推薦書（別紙「様式1」を使用し、「親展」扱いとしてください。）
- ウ 成績証明書（学校所定の様式を使用し、「親展」扱いとしてください。）
- エ 受験者成績評定票（別紙「様式2」を使用し、「親展」扱いとしてください。）
- オ 自己PR（別紙「様式3」を使用し、被推薦者の自書で作成してください。）
- カ 道府県及び政令市教育委員会実施の平成26年度公立学校教員採用候補者選考における第一次選考合格通知書の写し、若しくはそれを証する書面。

※「エ 受験者成績評定票」の記入に当たっては、「7 受験者成績評定票の記入について」を参照してください。

(2) 申込方法

各大学等において関係書類を取りまとめ、担当する部課名及び担当者名・連絡先電話番号、メールアドレスを明記した上、封筒表面に「大学推薦（特別推薦）受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。

(3) 申込期限

平成25年9月5日（木）必着

6 第二次選考受験者の決定

(1) 推荐関係書類を審査し、第二次選考受験者を決定します。

(2) 第二次選考の通知

被推薦者へ受験票、第二次選考会場案内等を送付します。

平成25年9月9日（月）発送予定

(3) 第二次選考の日程及び選考方法等

ア 第二次選考

平成25年9月16日（月）個人面接

※受験者があらかじめ作成し面接当日に提出する「面接票」及び「学習指導案」を基にして、質疑応答を行います。「学習指導案」の作成要領については、第二次選考受験者となった被推薦者に送付します。

イ 第二次選考合否発表

平成25年10月18日（金）

ウ 合否結果は、第二次選考の選考結果発表日以降に、大学等へ通知します。

※ 被推薦者が各道府県市の最終選考及び東京都の二次選考に合格した場合には、原則として第一志望である各道府県市の最終合格を最優先とし、東京都の合格が失効することになります。

各大学におかれましては、被推薦者の各道府県市における最終選考結果について、判明したい報告をお願いします。

7 受験者成績評定票の記入について

(1) 「評定票」提出の趣旨

東京都教育委員会は、平成22年10月14日に「小学校教諭教職課程カリキュラム」(以下「カリキュラム」という。)を公表し、全国の教員養成課程を有する大学に送付しました。

カリキュラムでは、東京都が求める小学校教諭として最小限必要な資質・能力として、3領域17項目にまとめています。これは「平成26年度東京都公立学校教員採用候補者選考大学推薦(特別推薦)実施要綱」の「3 推薦基準」の「(3) 東京都教育委員会が求める教師像にふさわしい資質・能力を有する者」を具体的に示したものです。

そのため、小学校・全科についてはカリキュラムに基づいた「受験者成績評定票」を提出していただくことにしています。

(2) 「評定票」の記入方法

ア 「評定票」は、カリキュラムの冊子4ページから12ページで示している「到達目標」に基づいて作成しています。既にカリキュラムの解説も合わせて送付していますので、内容を確認してください。冊子及び解説は、東京都教育委員会のホームページにも掲載しています。

イ 「評定票」に示している3領域17項目は、カリキュラムの冊子36ページから37ページに示されているとおり、全て教育職員免許法施行規則に定められている内容と整合しますので、被推薦者の教職課程での日頃の学習状況等に基づいて、記入してください。

ウ 評定は、3段階で記入してください。また、各領域について所見欄がありますので、評定の根拠となる具体的な内容について必ず記入してください。

※評定の段階(評価基準に対する到達度の割合)

A…十分に満足できると判断されるもの (100~80%)

B…おおむね満足できると判断されるもの (50~79%)

C…努力を要すると判断されるもの (0~49%)

なお、「評定票」は、面接の際にも活用する予定です。具体的な事実に基づいて評定及び所見を記入してください。

8 提出及び問合せ先

東京都教育庁人事部選考課選考係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)6787 【ダイヤルイン】

大学推薦(特別推薦)のあらまし

平成25年度に各道府県市で実施する公立学校教員採用選考(小学校・全科)を受験し、第一次選考に合格した学生が推薦対象です。ただし、下記に該当する者は除きます。

1都3県5市教育委員会の実施する教員採用選考受験者

○東京都

○神奈川県
○川崎市
○相模原市
○横浜市

○埼玉県
○さいたま市

○千葉県
○千葉市

各2県の実施する教員採用選考受験者

秋田県

高知県

道府県市 第一次選考受験

- 1都3県5市
を除く
- 各2県を除く

第二次選考 受験

特別推薦 受験申込み

9月5日
必着

書類審査

東京都第二次選考 受験

9月16日
個人面接

東京都 合格

東京都
不合格

合否発表
10月
18日

道府県市 不合格

東京都の
合格は
失効

道府県市で不合格でも、
東京都に合格すれば、
東京都の正規教員
として任用されます。

道府県市と東京都の最終選考に両方合格した場合には、
原則として第一志望である各道府県市の最終合格を最優先
とし、
東京都の合格が失効
することになります。